

金融行政転換期のいま 金融再編の足取りを辿る！

広域の地銀グループ拡大 緩やかな提携・連携も

最終回 金融行政の転換と銀行再編

日本総合研究所 上席主任研究員

藤田 哲雄



◀(上)千葉・武蔵野アライアンスのロゴ発表会、
(下)コンコルディアFGの会見

前 2回では、日本の金融危機からリーマン・ショックまでの金融行政の変遷と銀行再編について述べた。最終回は、リーマン・ショック後の金融行政の変化と地域金融機関の課題について説明し、銀行再編について触れる。

1 財務評価主義による問題点

金融庁の金融行政は、発足以来、不良債権問題の反省から金融機関の資産の健全性を重視するものだった。銀行では金融検査マニュアルに対応した業務運営が行われ、融資に際した企業の評価も、決算書類から得られる情報をもとにする定量評価を中心とした評価手法であった。

決算書類は過去の実績値であるため、融資の判断は企業の将来性ではなく、過去の実績値から当該企業の収益力、財務的な安全性、これまでの成長性、債務の返済能力について評価を行うことになる。このような定量評価は、リスク管理の観点から優れているが、

財務的基盤の弱い企業が新規事業を計画する場合や、今は業況が良くなくても将来性が見込める企業などが融資を受けたい場合に、融資を実行できないという問題点がある。

将来性を見据えた融資が困難に

わが国では人口減少の影響が様々な分野に現れており、多くの既存製品・サービスの市場が縮小傾向にある。将来に向けて新たな事業開発を積極的に行い、地域経済の規模拡大に努めなければ、現在順調な事業であっても、いずれは市場縮小の影響を受けて困難に直面することが予想される。

将来に向けた新規事業を増やしていくことが地域経済の重要な課題となる中、リスク管理に重点を置いた企業評価では、将来性のある事業に対する金融仲介機能を十分に発揮することができない。

本来、このような資産の健全性を重視する金融行政は、不良債権問題の収束とともに転換されるべきであった。だが、前回述べたよ

3 事業性評価融資の導入

金融庁は平成26年事務年度（2014年9月発表）の金融モニタリング基本方針で、従来の金融行政を大きく方向転換することを表明した。金融モニタリング基本方針とは、金融庁が金融機関に対して立入り検査を行う際に指針としてきたものである。同基本方針においては、事業性評価に基づく融資の取組みが求められるものとされた。

事業性評価とは、会社の成長性や安定性、経営者の資質などを人間の目で評価するものであり、定性的な評価が大きなウエイトを占める。従来の財務評価では、取引先企業の決算書からリスクを評価する定量的評価が大きなウエイトを占めていたが、評価の中心を定量的評価から定性的評価にシフトさせたのである。

本来、銀行の融資判断では、ヒト（経営者の資質）、モノ（商品

うに、リーマン・ショックや東日本大震災の影響を受けて、中小企業金融円滑化法や緊急保証など手厚いセーフティネットが用意されたため、転換のタイミングが遅れた。

地域金融機関の業況を確認してみると、2009年にリーマン・ショックが起きたにもかかわらず、地域金融機関の貸出金や預金は順調に増加していた。ただし、リーマン・ショック後には貸出金

利が急激に低下した。このため、預金や貸出金は増加するものの、預貸金利鞘は低下して収益が悪化する状況が続いた（図表1）。

2 セーフティネット依存の弊害

リーマン・ショック後に、公的金融や緊急保証制度が拡充されたことについては前回述べた。これらの制度を利用することで、銀行

を縮小させながら、自らの資産を「健全化」したものの、取引先企業では手形貸付を証書貸付に変更したことによって元本返済が生じて資金繰りに支障をきたす場合も多かった。

中小企業の資金繰りに悪影響を及ぼす例も

すなわち、セーフティネット保証が本来の想定範囲を超えて利用され、中小企業をかえって苦境に追い込む事例が出現していたのである。このような問題は金融庁も把握しており、従来の金融行政を転換する必要性を強く認識するよ